

老人福祉センター横浜市翠風荘 第5期指定管理者公募についての質問及び回答

番号	資料名	ページ・項目	質問	回答
1	公募要項	3ページ 4(4)オ 修繕等	<p>指定管理者が実施する修繕の範囲について、修繕1件当たりの上限額が示されていませんが、示さないのはどのような理由からでしょうか。</p> <p>第4期の指定管理公募要項では、1件当たり60万円未満とされていました。また、第5期においても、地区センターの公募要項には、「1件あたり60万円未満」と明記されています。横浜市指定管理者制度運用ガイドラインでは、年度の修繕額の上限額を示すとともに、修繕1件当たりの限度額についても示すことを原則としています。</p> <p>同ガイドラインでは、「指定管理者が行う修繕の範囲は、施設の機能維持に必要であり、かつ維持管理に伴い日常的に発生しうる軽微な経年劣化や損傷に係る機能回復への対応を基本とする。」とあります。</p> <p>1件当たりの額が高額な修繕工事の執行は、必要性の検討、修繕内容の確定、見積書の内容確認、完了検査など、発注者側にも高い専門性が求められ、適正に修繕工事を行うことは、一般の指定管理者にとって大きな負担となるものです。ガイドラインの説明にも、横浜市においては、1件100万円未満の修繕工事を「小破修繕」として所管課が対応することとされており、それ以上の額は、専門部署が担当することとしています。</p> <p>1件当たりの限度額を設定しないことは、修繕工事に関して専門性を有する一部の法人以外の参入を拒むことになると危惧します。</p>	<p>翠風荘は、廃止となった旧栄プールと一体で建設された施設であり、翠風荘の運営に必要な共有設備については、翠風荘が単独で管理運営を行う必要があることから、相応の修繕費を見込んだ上で、指定管理料の上限額を設定しています。</p> <p>なお、この修繕費については、精算条項により、各年度終了後に不用額があると認める場合は、返還していただく取扱いとしています。</p> <p>「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」等では、1件当たりの上限額を示すことが原則とされていますが、「指定管理者制度における実務手引き」では、施設の規模や性質等を鑑み、ガイドラインで示す範囲を超える修繕を指定管理者に委ねることも想定されており、その場合は公募要項等であらかじめ明示することとされています。</p> <p>本施設において1件当たりの上限額を設けていない理由は、上記の施設特性を踏まえ、金額による一律の制限を設けた場合、実態として必要となる修繕に迅速かつ柔軟に対応できないおそれがあるためです。年間上限額の範囲内であれば、修繕費を効果的に配分し、突発的な不具合にも機動的に対応していただきたいと考えています。</p> <p>なお、金額に関わらず、専門的知見を要する修繕や内容の妥当性確認が必要なものについてはご相談ください。本市の技術部門と連携しながら進めさせていただきます。</p>
2	公募要項	8、9ページ 4(6) ウ(コ)災害等発生時の対応	<p>8ページに、別途区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、とありますが、協定の内容を示してください。</p> <p>9ページにある「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」とは別のものでしょうか。</p>	<p>下記の本市HPに掲載している「指定管理者災害対応の手引きについて」の中に「災害時等における施設利用の協力に関する協定」のひな形がありますので参考までにご覧ください。指定管理者の指定後に、こちらの内容を基に調整させていただきます。なお、「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」とは別のものになります。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyuu-bohan/bousai-saigai/moshimo/chikitaisaku/manual/shiteikanrisha.html</p>
3	公募要項	16ページ 5(4)応募 手続きについて	<p>「イ事業計画書(様式2)」から「カ自主事業計画書(様式5)」までは、応募団体が特定できない状態にした上で、とありますが、現在の指定管理者は、第5期の事業提案の実現性の裏付けや、提案の理由として、これまでの取組について触れざるを得ず、現在の指定管理者であることを伏せることは困難です。</p> <p>また、評価基準項目にも「当期の管理運営の実績」があり、現在の指定管理者であることは明らかです。</p> <p>つきましては、現在の指定管理者は、他の応募団体と同様に、応募団体の名称、住所、代表者名の記載がある箇所を墨塗りすればよろしいでしょうか。</p>	<p>ご提案のとおり、応募団体の名称、住所、代表者名等の法人に関する情報を黒塗りしていただく形で構いません。</p>